

## 別記仕様書

### 福井市営住宅 共用部分壁面 広告募集案内

福井市が所管する市営住宅の共用部分（共用廊下、エレベーター等）の壁面に、広告の設置を希望する事業者を募集します。

#### ○対象施設及び設置場所等

施設の名称等	別紙対象施設一覧のとおり
広告設置場所	対象施設共用部分（共用廊下、エレベーター等）の壁面 ※ 掲示板、外壁部分への設置はできません。
広告設置期間	1か月単位で、本市との協議によるものとします。ただし、その末日は、最長で設置開始日を含む年度の末日までです。 ※ 契約満了日の1月前までに申出があれば、設置を許可した期間以降も継続して設置することができます。

#### ○広告料

区分	単価
広告設置料	1,000円

※ 広告設置料の単価は、1か月、1箇所当たりの額です。

※ 目的外使用料160円（1か月、1㎡当たり）及び消費税等を別途申し受けます。

※ 広告料は、広告設置前に納付してください。事業者の都合や広告の剥離により、広告設置期間中に掲示が無かった場合であっても、広告料は、お返しできません。

#### ○広告設置に当たっての留意点

広告の条件	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 設置する広告は、「広告」であることを明示してください。</li><li><input type="checkbox"/> 広告には、広告主の名称と電話番号を明記してください。</li><li><input type="checkbox"/> 原則、1m×1m以下で広告を作成してください。 上記以外の規格になる場合は、市営住宅課にご相談ください。</li><li><input type="checkbox"/> 福井市屋外広告物条例、福井市広告事業実施要綱、福井市営住宅等の広告設置及び募集に関する要領等の関係法令、規程等を遵守してください。</li><li><input type="checkbox"/> 広告の内容、設置方法等によっては、設置をお断りすることがあります。これらの内容については、後述の事前協議時にご相談ください。</li></ul>
-------	---

